

学生協ニュース

No.27

東北大学学生生活協議会広報委員会

川内北キャンパス講義棟に貼付された窓ビラが撤去されました

5月7日(月)夕刻に、川内北キャンパスの講義棟(A棟およびB棟)の窓に、外に向けて大きく「カクマルを打倒せよ」などの文字を書いたビラ約60枚が中核派を名乗る者によって貼付されました。いうまでもなく大学の施設は特定セクトの党派的宣伝に用いられるべきものではありません。また、大学は昨年12月に同様の窓ビラを撤去した際に、このようなビラの貼付は大学の教育環境を悪化させる違法な行為であって容認できない旨を警告で示し、また、この4月にも、学務担当副総長と全学教育担当副総長の連名で再び同様の告示を出して、注意を喚起しました。

このような状況のなかで、敢えて再び窓ビラを貼付するという違法な行為を犯して公共の施設を汚損し、教育環境を悪化させる行動に及んだ者が出たことは誠に残念なことです。

学務担当副総長と全学教育担当副総長は、翌8日(火)に、この違法な行為を行った者たちに対して反省をうながし窓ビラを直ちに撤去することを求める注意文を掲示し、さらに9日(水)朝には、警告文を掲示しました。これらの注意・警告にもかかわらず、窓ビラの撤去が自発的に行われなかったため、9日の夕刻に、大学がこの窓ビラを撤去しました。

窓ビラ・壁ビラの貼付は、大学の教育環境を悪化させるばかりでなく、器物損壊罪に該当する違法な行為です。大学としては、このような行為を行った者に対しては、懲戒処分を含む厳正な教育的措置を検討するとともに、ビラの撤去に要した費用の支払を求めることにしています。

今回の窓ビラ貼付に関係した者に猛省を促すとともに、一般の学生諸君には、このような違法な行為に対して大学が断乎たる態度で臨むことについて、理解と協力をお願いする次第です。

川内北キャンパスの学内捜索が行われました

5月14日(月)の朝(午前7時40分頃から9時15分頃まで)、川内北キャンパスのサークルG棟4号(寮問題を考える会)及びサークルG棟13号(東北大学学生自治会)が、宮城県警の捜索を受けました。

捜索の現場では、大学の担当者が立ち会い、この捜索が、日本国憲法・刑事訴訟法等の法令に従い、正規の手続きで裁判官が発行した捜索差押令状に基づいて行われるものであることを確認の上、捜索・差押えが適法に行われるように配慮しました。この令状は、平成11年12月に発生した千葉県成田市の千葉県議会議員宅への住居侵入、現住建造物等放火、及び火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反の被疑事件について、上記の2箇所を捜索して、犯行声明を出した中核派の成田空港建設反対闘争等に関する機関誌など令状に列挙された一定のものを差し押えることを裁判所が認めたものです。

大学が要請したにも関わらず、捜索が8時50分の授業開始以後も続けられたため、今後は、そのようなことがないように再び申し入れを行いました。

学生協ニュース

No.28

東北大学学生生活協議会広報委員会

川内北キャンパスで今年度2度目の学内捜索が行われました

6月14日(木)の早朝(午前7時4分~9時23分頃まで)、川内北キャンパスの新サークル棟211号(社会思想研究会)ならびにサークルF棟11号(部落解放研究会)に対して、宮城県警による捜索が行われました。

前回5月14日捜索と同様に、現場では大学の担当者が立ち会い、この捜索が正規の手続きを経て裁判官が発行した捜索差押令状に基づいて行われるものであることをまず確認しました。その上で、捜索・差押えが適法に行われるように配慮しました。今回捜索の基となった令状は、平成12年12月に東京都清瀬市で発生した革命的労働者協会活動家殺人事件に関連し、上記2カ所を捜索して、チラシ、ビラ、機関誌など令状に記載されたものの差押えを裁判所が認めるものでした。いうまでもなく裁判所の令状に基づく捜索である以上、大学は、これを拒否するという選択はできません。

この捜索の間、黒いヘルメットを着用した者を含む学生によるシュプレヒコールやアジ演説などが行われましたが、捜索は大きな混乱もなく終了しました。しかし、大学の強い申し入れにもかかわらず残念ながら8時50分の授業開始以降も捜索が続けられたため、この点については、今後そのようなことのないように大学は強く申し入れを行いました。

捜索後の押収品目録交付書が発行されました

この捜索の際に発行された押収品目録交付書の宛先が、従来のように捜索に立ち会った教官ではなく、捜索を受けた部屋を使用しているサークルの代表者になっていたことにつき、捜索を受けたサークルの代表者等から、大学に対して抗議がありました。抗議は、先に記した2サークルの代表者の氏名を、大学が警察官に伝えたこと等に対するものでした。この点について大学の見解を説明します。

第1に、押収品目録交付書の宛先は、刑事訴訟法222条によって準用される同法120条(「押収をした場合には、その目録を作り、所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代るべき者に、これを交付しなければならない。」)によって、押収された物の「所有者、所持者若しくは保管者又はこれらの者に代るべき者」とされています。今回の場合、捜索を受けたサークル部室を使っていたサークルの代表者は、押収された物の「所有者、所持者若しくは保管者」であると考えられますから、そのサークルの代表者が宛先とされることは適法なことであるといえます。(裏面に続く)

第2に、捜索に立ち会っていた教官は、慣例となっている従来の方式で（すなわち宛先を教官にして）押収品目録交付書を発行するよう、警察官に繰り返し強く求めましたが、警察官が、今回は被疑事実が殺人事件であるということなどに鑑み、上記刑事訴訟法120条に規定される第一義的宛先である「所有者、所持者若しくは保管者」宛に発行したいという強い意向を示しました。そのため、10数分もの警察側との話し合いの後、大学としては、今回の捜索の被疑事実が殺人という重大かつ特異で極めて反社会性の高い行為であることを考慮し、サークル代表者宛にすることをやむを得ないこととして承諾し、その代表者氏名を警察官に伝えました。

抗議行動が行われ、質問状が送付されました

この問題につき、6月29日（金）約30名の学生が片平学務部庁舎前に集まり、捜索を認めたこと、2サークル代表者の氏名を教えたこと、押収品目録交付書の実物を直接代表者に渡そうとしたこと（代表者は受け取りを拒否）等につき、大学に抗議する演説を行いました。また、7月2日（月）には、文化部サークル協議会運営委員会（サ協）及び2サークル名義の同内容の「質問状」が、学務部学生課長宛に送付されました。

代表者への押収品目録交付書の手渡しは上記刑事訴訟法に照らして全く適法なものです。代表者が受け取りを拒否した押収品目録交付書を警察に返還した点にも抗議がありましたが、受け取りを拒否されたとはいえ公文書である以上、大学はこれを破棄することはできません。また、この件に関して何の決定権も無く事実決定にもあずかっている事務官に、「質問状」という名目で抗議するのも極めて理不尽な行為です。

学生協ニュース

No.29

東北大学学生生活協議会広報委員会

○ 一部の学生によって授業に支障をきたしました

11月7日、川内北キャンパスでの第一校時(8時50分開始)の授業時間内に、ある教室で履修者ではない学生4名が教室内に入りアジ演説を行う行動に出ました。この教室の授業担当教官は当初2分間に限定して演説の許可を与えましたが、演説は制限時間を超えて続けられました。おりから講義棟の廊下を通行中の事務官が教室の異常に気付き、この学生たちの行動を発見したものです。演説は許容された時間を大幅に超え、結局9時10分近くまで続けられ、授業の開始が著しく遅れました。この間、この授業に出席していた多数の一般学生の授業に支障が生じました。

○ 一部学生が、いわゆる「ストライキ」を呼びかけています

11月6日、川内北キャンパスで配付された、「ストライキ実行委員会」名義のビラは、「自衛隊のアフガニスタン侵略出兵を阻止」するために、東北大学の「ストライキ」および「反戦デモ」に立ち上がることを呼びかけています。上記の教室での演説は、この呼びかけと連動しているものと考えられます。もし、この「ストライキ」が昨年11月国立大学の独立法人化に反対すると称して強行されたものと同様の、バリケード封鎖による授業妨害を意味しているのであれば、いうまでもなくこれは違法行為です。なによりも多くの学生の授業をうける権利を党派的主張の故に侵害し、バリケードという物理的手段によって奪うからであり、さらに、授業を行う教官の権利と義務を著しく侵害するからです。また、いうまでもなくこれらの行為は学問の自由を侵害するものです。昨年来繰返し警告しているように、大学は再びこのような違法行為があった場合、直ちに断乎とした措置をとります。

また、たとえ、バリケード封鎖でなくとも、授業担当教官の許可した時間を超過して、演説等が行われたのであれば、学生諸君の授業をうける権利が損なわれたことになる点では、バリケード封鎖と同じく違法な授業妨害となります。

○ 学生諸君の理性的対応を望みます

「ストライキ」や「デモ」を呼びかける一部学生が、彼らの信条と要求を多数の学生に伝えたいのであれば、演説等は授業終了後に行われるべきです。演説を聴くこと等を強要することは学問の自由と個人の信条の自由を侵害するものです。学生諸君には、一部学生によるバリケード封鎖のみならず、授業時間内の演説等による政治的活動が、諸君の権利に対する侵害であることを自覚するとともに、一部学生の主張に軽々しく共鳴し、他者の権利を侵害する不法行為には、決して同調することのないよう希望します。